

令和6年度～令和10年度
大衡村生活ごみ収集運搬等業務

仕 様 書

大 衡 村

1 目的

この仕様書は、大衡村生活ごみ収集運搬等業務委託の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

契約締結後、令和6年4月1日までの期間は、業務を円滑に開始できるようにするための準備期間とし、この期間の委託料の支払いは行わないこととする。

3 実施箇所

大衡村全域（ごみ集積所155カ所（公共施設を含む）。詳細は別添ごみ集積所一覧を参照のこと。）

4 業務の内容

(1) 収集日程及び箇所数（公共施設を含む）

	月	火	水	木	金
東部地区 28カ所		不燃・資源・ 有害	可燃		可燃
西部地区 35カ所	可燃		可燃	不燃・資源・ 有害	
南部地区 64カ所	可燃		可燃	不燃・資源・ 有害	可燃
北部地区 28カ所		可燃・不燃・ 資源・有害			可燃

※12月29日、30日は全地区において可燃物の収集を行う。

(2) 業務開始時間 午前8時から

(3) 業務の休業日 土曜日・日曜日、12月31日～1月3日

(4) 搬入先 黒川地域行政事務組合環境管理センター

(5) 一般家庭から排出される可燃ごみの収集運搬

・収集方式 ステーション方式

・収集回数 南部地区 3回/週

東部地区、西部地区、北部地区 2回/週

・収集容器 村が指定する袋

(6) 一般家庭から排出される不燃ごみ・資源ごみ・有害ごみの収集運搬

・収集方式 ステーション方式

・収集回数 各地区 1回/週

・収集容器 コンテナ・ネット

新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・白色トレイ・有害ゴミは
容器なし

収集容器は収集指定日前日の夕方まで各集積所に配置し、指定日に容器ごと収集すること。なお、環境管理センターへ搬入後はストックヤードに整理保管すること。

(7) 一般家庭から排出される粗大ごみ収集運搬

- ・収集方式 戸別収集方式（電話受付）
- ・収集回数 1回/週
- ・収集容器 なし

(8) 小動物死がい収集運搬

- ・収集回数 25回程度/年
- ・村道等で確認の際及び村からの指示により速やかに行うこと。

(9) 資源ごみ等回収用コンテナ洗浄

- ・年2回を目処に必要な応じて実施すること。

(10) 過年度の収集実績（収集量見込み量）は別表1のとおり

5 作業の実施基準

(1) 受託者は、本業務を適正に履行するために必要な職員を配置しなければならない。

なお、収集運搬作業は、車両1台につき2名以上で行わなければならない。

(2) 受託者は、業務遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(3) 受託者は、作業の安全を図るため、従業員に対し安全教育の実施、車両の整備、その他必要な安全対策を講じなければならない。

(4) 廃棄物の搬入にあたっては、黒川地域行政事務組合環境管理センターの指示に従うこと。

(5) 受託者は、集積所周辺の清潔保持に努め、周辺のゴミ散乱がある場合は簡単な清掃を行うこと。

(6) 収集運搬にあたっては廃棄物が飛散流出しないようにすること。

(7) ごみの分別区分と出し方を十分に理解し、適正な分別排出ができていないものがある場合には、委託者へ連絡を行うこと。

(8) 集積所への不法投棄については、委託者と協議し対応すること。

6 収集運搬車両等

(1) 収集運搬車両は整備点検及び洗車等を適正に行い、収集業務に支障のないようにすること。

(2) 収集運搬車両はごみが飛散又は流出するおそれのないものとする。

(3) 収集運搬車両には次に掲げる補償額の任意保険に加入すること。

- ・対人 無制限
- ・対物 無制限

(4) 収集運搬車両には「大衡村ごみ収集運搬指定車両」と表示すること。

7 一般的な順守事項等

本業務に当っては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等の規定によるほか、次の事項を遵守すること。

- (1) 収集運搬車両の運行は、道路交通法、その他の関係法令を遵守し、事故防止に努めるものとする。
- (2) 受託者は村の受託業務であることを念頭において、従業員の服装、言語及び態度等に十分注意し、住民に不快の念を与えないよう指導しなければならない。
- (3) 本業務中の処理に関して本村又は第三者に損害を与えたときは、直ちに村へ報告するとともに、誠意をもって対応し、受託者の責任において解決するものとする。
- (4) 災害等の非常の際は村の要請に協力すること。

8 業務報告等

受託者は、契約書に定めるものの他、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 作業（運転）日報及び月報 翌月 10 日まで（別添様式による）
- (2) 作業報告（コンテナ洗浄） 作業の都度（任意様式）
- (3) 従業者名簿 当初及び変更の都度（任意様式）
- (4) 収集運搬車両一覧表及び車検証（写し） 当初及び変更の都度（任意様式）
- (5) その他村長が必要と認める書類

9 再委託等の制限

受託者は、第三者に業務の全部若しくは一部を委託し、若しくは請け負わせ、又は、この契約によって生ずる権利又は義務を譲渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

10 業務の引き継ぎ

委託の終了若しくは解除に際しては、次期受託者への業務の円滑な引き継ぎに協力しなければならない。

11 業務内容の変更

村は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、収集区域その他、本業務の内容を変更することができる。本業務の内容を変更した場合において、委託料の額を変更する必要があるときは、村と受託者が協議の上、委託料の額を変更するものとする。

なお、契約期間内において集積箇所の増加が見込まれる場合、5 箇所までは契約の範囲内とし委託料の変更は伴わないものとする。

1.2 業務不履行の際の契約解除及び変更

村は、受託者が次のいずれかに該当する場合は契約を解除し、又は委託料を減額することができるものとする。この場合において、受託者に損害が生じても、村はその責めを負わない。

- (1) 受託者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったとき。
- (2) 仕様書に定める内容を実施していない等の粗雑履行があったとき。
- (3) 適正な業務の実施を確保していないとき。
- (4) 村が業務の是正又は改善を指導したにもかかわらず、これに従わないとき。

1.3 委託料の支払い

受託者は各月の業務が完了したときは、月毎に委託料の支払を村に請求するものとし、村は、当該請求があった日から30日以内に支払うものとする。

一月当りの支払額は、委託料の総額の60分の1に相当する額とし、1,000円未満の端数がある場合は、毎年初回分に合わせて支払うものとする。

1.4 その他

この仕様書に定めのない事項については、村と受託者が協議して定めるものとする。

